

令和 4 年 第 6 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 6 日（月） 午前 9 時 00 分～ 9 時 39 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（36 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員（1 人）

21 番 川崎敏樹 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 6 下限面積の設定・公表について
- 7 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の設定等（案）の承認について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- (1) 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和 4 年 7 月 5 日（火）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- (2) その他
 - (ア) 農地パトロールの日程調整について
 - (イ) 第 3 回農業委員会だより編集委員会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	川崎正己
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年6月第6回白石町農業委員会総会を開会いたします。

まず始めに、本日のスケジュールについて、ご説明します。この総会終了後、農地パトロールの日程調整を、各班ごとに行っていただきます。

また、その後に、農業委員会だより編集委員会を開催いたしますので、編集委員の皆様方は、お忙しい中ではございますが、そこまでご参加のほど、よろしくお願いいたします。

また、町の6月議会が、明日から開会予定です。閉会が予定では、14日までといたるところでございます。そのような日程で行われるという報告をいたしておきます。

それでは、片渕会長のご挨拶をお願いします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、21番 川崎敏樹委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、9番 久原勤委員、10番 川崎哲朗委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

＝ 議案番号第124号 ＝

議長 初めに、1. 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第124号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第124号。権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、相続時精算課税制度を適用した子に対する贈与です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 124 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 124 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 125 号＝

議長 続きまして、議案番号第 125 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 125 号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 5 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米、麦を中心に約 0.6ha の規模で営農されております。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 125 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 125 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 126 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 126 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 126 号。農地法第 4 条と 5 条の規定による許可申請でございますが、5 条においての権利の種類は、所有権移転（贈与）です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断して受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請地は、譲受人が農機具倉庫及び家庭菜園として利用されております。

隣接地は、譲受人の所有する宅地で、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 126 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 126 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 127 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 127 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 127 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲受人が資材小屋、駐車場、船置き場、物置及び家庭菜園の整備を計画されております。

隣接地は、譲受人の所有する宅地で、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 127 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 127 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 128 号＝

議長 続きまして、議案番号第 128 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 128 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地。
農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 5 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、野菜選果場、農業用資材置場を目的とするものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 128 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 128 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 129 号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 129 号 「令和 4 年白石町農用地利用集積計画 (6 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第129号の「農用地利用集積計画 (6号) の承認決定について」ご説明いたします。

初めに「所有権移転関係」でございます。今回は3件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページの相対での設定が23件、5ページから10ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が58件、合わせて81件の計画が提出されており、賃借権設定が78件、使用賃借権設定が3件となっています。

区分の内訳として新規が38件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが7件ありました。再設定は43件でした。

今回の利用権の総面積は381,212.3㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが17件、会社法人によるものが6件、農地中間管理機構によるものが58件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、84件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 129 号 (所有権移転) について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 129 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
これについては議事参与の制限がございます。
○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 129 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 129 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 130 号 ～ 議案番号第 132 号 =

議長 続きまして 5. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 130 号から議案番号第 132 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。
すべて、農地の売渡し希望でございます。
議案番号第 130 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の○○氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 131 号。
申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、神奈川県のお〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 132 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、武雄市の〇〇氏、佐賀市の〇〇氏、福岡県の〇〇氏で持ち分は、いずれも三分の一ずつです。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

以上、議案第 130 号から議案第 132 号でございます。
白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 130 号から議案第 132 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一方のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。
以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 130 号から議案番号第 132 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 130 号。

委員 〇番 〇〇委員、 〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 131 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 132 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 130 号 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 131 号 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 132 号 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。
事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で申し上げます。

議案番号第 130 号は、〇〇。

議案番号第 131 号は、〇〇。

議案番号第 132 号は、〇〇。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

＝議案番号第 133 号＝

議長 続きまして、6. 議案番号第 133 号「下限面積の設定・公表について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 133 号の「下限面積の設定・公表について」をご説明いたします。

紙面につきましては、A4 の 1 枚紙の議案となります。

この下限面積の設定の面積を定めるためには、「農業委員会の適正な事務について」の平成 21 年に発せられている農林水産省経営局長通知の規定によりまして、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について、審議することとなっています。このため、今年度の下限面積の設定又は修正の必要性について、下段の表に記載しておりますとおり、提案をさせていただきたいと思っております。

下限面積の設定について、まず、設定地域は、町内全域ということで、対象者が 3 つに分かれます。通常の農業者につきましては、下限面積 5,000 m²、5 反ですね。2 番目、青年等就農計画の認定を受けている者（白石町認定新規就農者）については、1,000 m²、10a、1 反ですね。3 番、「白石町空き家・空き地バンク」に登録されている宅地に付随する農地を希望する者につきましては、1 m²と設定を致したいと思っております。

内容につきましては、前年同様となっております。農地法第 3 条第 2 項第 5 項、下限面積の要件におきまして、取得後の農地面積の合計が、原則、50a、施行規則第 17 条で規定する別段面積が、設定された地区にあっては、その面積以上となることとなされております。

また、農地法施行規則第 17 条、先ほど申しましたが、別段の面積が設定区域において、その定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜も事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね 40%を下回らないように設定されなければならないとなされております。

わかりにくかったと思っておりますけれども、白石町においては、経営面積の 50a 未滿の農家数が 30%となっております。先ほど申しました施行規則上の 40%より下回っております。しかしながら、白石町では「しろいし農業塾」や「白石地区いちごトレーニングファーム」など、新規就農者の育成を推進しております。また、毎年、一定数の新規就農者がおられます。このような実態を踏まえまして、遊休農地対策や意欲的な地域担い手の育成を目指し、現段階で下限面積（別段面積）につきましては、前年同様で 5 反または 1 反で設定したいと考えています。

また、「白石町空き家・空き地バンク」に登録されております宅地に付随する農地の取り扱いにつきましては、狭小地や不整形地が多く、なかなか単独での利用が困難

であるため、耕作放棄地等の発生防止と定住促進に寄与することができるため、これも、前年同様で1㎡ということを設定を提案するものであります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。
○○さんに質問です。平成21年に国から通達があって、わが町でも、こういう下限面積を決めた訳ですけども、これを決めてから、これではちょっととかの話はなかったのでしょうか。

事務局 私が4月に着任しておりますが、過去の話聞いたところではそういう話はないと思います。

○番 そうですか。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第133号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第133号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第134号＝

議長 続きまして、7. 議案番号第134号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年最適化活動の目標設定等(案)の承認について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第134号について、説明をさせていただきます。この議案につきましては、先月の総会で1度お諮りをさせていただいて、承認をいただいておりますけれども、まず、先月の総会でご質問、貴重なご意見をいただきました件で説明をさせていただきます。

1 ページ目の農業員数の内訳という欄で、農業員さんが37名、国から定められた

様式のこの表の中の実数が、26名ということで11名が足りないのではないかとご質問をいただいております。県の農業会議、県等と協議した中で、ここに記載されていない11名につきましては、農業委員さんは地区から選出していただいておりますので、地区からの選出していただいた委員ということになります。

また、この5ページ目の中で、V「違反転用の適切な対応」の課題というところが、なかなか標記がわかりにくいということでご意見をいただいております。ご意見をいただきましたので、修正をさせていただきます、「違反転用については、農地法の理解がなされていないために起こると考える。農地所有者などに対して法律、制度の内容を、町広報、農業委員会だより等で啓発していく必要がある。」と修正をさせていただきます。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につきましては、総会終了後、町のホームページに掲載をいたしまして、ご意見の募集を行わせていただいておりますが、今のところ、意見は寄せられておりません。

また、「令和4年度最適化活動の目標の設定」につきましては、いろいろと活動してくださいとお願いをしておりますけれども、各市町が設定された目標を、まず、県の農業会議所によって、私達が設定した書類の内容の確認作業が行われ、その目標設定が、各市町としては、妥当と判断された場合に、県農業会議所に、確認しました、この設定で大丈夫ですよという確認が送付されます。白石町におきましても、先月の総会后に県農業会議所のほうに依頼をいたしまして、確認と回答が寄せられております。本日、再度、農業委員さんの審議を経たのちに、これら、「令和3年度の点検・評価、令和4年度の目標の設定等」につきましては、国・県への報告をさせていただきますと思います。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第133号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第133号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(第7回農業委員会総会の日時及び場所)

1 日時・場所… 令和4年7月5日(火)9時00分 白石町役場 3階大会議室

2 その他…

① 農地パトロールの日程調整について

② 第3回農業委員会だより編集委員会について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時39分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員